

業務第1部長

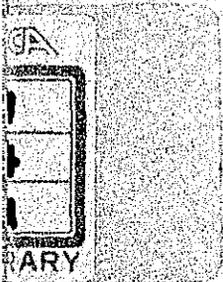
業務資料 No. 143

部内限

在外支部総務関係業務状況

昭和45年8月

海外移住事業団



国際協力事業団

受入 月日	84. 9. 13	000
登録No.	14831	23.4
		EM

ま え が き

従来在外支部との業務連絡、指導、調査は主として予算、業務関係を中心に行なわれて来たが、総務関係、在外支部職員の福利厚生関係の面をとらえた調査連絡を欠いて来た点があったため、44年11月11日から12月20日にかけて総務課岸忠士職員を出張せしめて総務関係の業務連絡、調査を行なったもので、本稿は同職員から提出された出張報告書である。

内容的には限られた日程での調査であるため不完全な点もあるが、今後の業務の参考資料として印刷に付す次第である。

JICA LIBRARY

昭和45年8月17日



1023937[4]

総務部長

目 次

I	各支部の事務所状況	1
	所在地, 面積, 契約期間, 家賃, 諸設備 環境, その他契約条件等	
II	福利厚生関係	15
	1. ブラジル, アルゼンチン, パラグァイの医療制度	
	2. 各支部の健康管理, 健康診断の実施状況	
	3. 職員宿舎の利用状況及び住宅事情	
III	出張, 赴任, 旅費に関する問題点	31
	1. 伯国支部, アスンシオン, ブエノスアイレス支部, トロント駐在員事務所	
	2. 支部から移住地への交通機関調	
	3. 東京から各支部への最短コースと運賃調	
IV	便宜供与依頼に関する取扱いと問題点	37
V	文書事務関係	39
	1. 文書の到着及び配達状況	
	2. 小包の通関手続に関する問題点	
	3. そ の 他	

I 事務所状況

<サンパウロ支部>

1. 所在地 Rua Senador Feijo 143.8.9階
TEL 32-8604, 32-8542, 34-5581
2. 面積 400 m²
3. 契約期間 1968年4月1日～1970年3月31日
4. 家賃 1968.4～1968.9 Ner\$ 750×2=Ner\$ 1,500
1968.10～1969.3 Ner\$ 950×2= " 1,900
1969.4～1969.9 Ner\$ 1,200×2= " 2,400
1969.10～1970.3 Ner\$ 1,350×2= " 2,700
5. その他経費 管理費 Ner\$ 300×12=Ner\$ 7,200
事務所清掃費 Ner\$ 101.25×2=Ner\$ 2,430
6. 44年度所要経費
家賃 Ner\$ 30,600 }
管理費 Ner\$ 7,200 } 合計Ner\$ 40,230
清掃費 Ner\$ 2,430 }

7. 45年度事務所契約について

明年度は引続き現在の場所を契約更新する。

なお、Lei de Alugar No.24150により「契約切れ6ヵ月以前に裁判所において以降の家賃額の調停を求めることができる」こととなっているので、1970年4月契約時点で場合によりこれを実施したい考えである

8. 事務所を移転する場合の経費等（参考）

現事務所は交通の便は極めて良いが建物の開閉がA.M.7.00～P.M.7.00で

あり、残業時等事務所への出入りが極めて不便な点、車庫が遠隔地である（近くに適当な車庫がない）等の理由により、また、近々予定されているサンパウロ総領事館の AV. Brigadeiro Luis Antonio への移転もあって総領事館の近く、又は AV. Paulista 方面へ移転したい考えであるがこれには相当の経費を要する。

AV. Paulista 方面には事務所用ビルの新築が目立っており事務所の中心街から同方面への移転が行われている。

なお、最近、現住所 Senador Feijo 街と Paulista への交通規制が解除され頻繁なバス便が利用可能となり移住者が訪れる場合も中心街以上に便利となっている。

貸事務所相場（1㎡当り）

現在地 Ncr\$ 6.75

AV. Paulista 附近 Ncr\$ 10.00 ~ Ncr\$ 14.00

移転する場合の所要経費概算

A. 現事務所における現状回復費用 N \$ 6134.00

a 人夫賃 撤去 $30.00 \times 10人 = 300.00$

運搬 $30.00 \times 5人 = 150.00$

b 車輛借上料 $14.00 \times 3時間 \times 2台 = 84.00$

c 床板修理 壁塗装 電気機具取りはずし等

$14.00 \times 400.㎡ = 5,600.00$

B 移転費用 Ncr\$ 2,400.00

a 人夫費 $30.00 \times 30人 = 900.00$

b 車輛借上料 $150.00 \times 10台 = 1500.00$

C 新事務所設備費用 Ncr\$ 21,100.00

- a 間仕切り費 $80.00 \times 100 \text{ m} = 8,000.00$
- b 電話架設費 $600.00 \times 3 \text{ 台} = 1,800.00$
- c 室内配線 $800.00 \times 6 \text{ 本} = 4,800.00$
- d 床磨経費 $8.00 \times 400 \text{ m}^2 = 3,200.00$
- e 電燈設備費 $110.00 \times 30 \text{ 本} = 3,300.00$

合計 A+B+C = Ncr \$ 29,634.00

<ポルトアレグレ支部>

1. 所在地 Rua Fernandes Vieira 125, Porto Alegre, R. G. S.
2. 面積 総面積 600 m^2 (建坪) 93 m^2 (車庫兼使用人部屋) 30 m^2
3. 契約期間 1969年7月1日～1970年7月1日
4. 家賃 Ncr \$ 697.78
5. 諸設備 車庫兼使用人部屋 1棟, 中庭, 池
6. 環境

- (1) 上の下程度の住宅地に属する。ポルトアレグレ市の中心地までバスで約5分、空港まで車で約15分を要する。州政府機関、市役所等へはバスまたは自動車で5～10分程度 総領事館は従来は100m程の場所にあり気軽に往來することができたが 11月8日に中心街ビルの8階へ移転した。
- (2) 当事務所の面しているフェルナンデス・ヴィエイラ通りは車の往來がかなりあり 昇り坂の一方通行であるため自動車の騒音が若干気になる。
- (3) 歩いて行ける所で近くには手頃な食堂がなく、又、土地の慣習から昼食は自宅で行なっている。
- (4) 治安関係では過去に一度窃盗事件があった。最近、事務所の庭を通じ

て侵入し隣家に被害を加えたことがある。

(5) 事務所設立以来、一帯には出火は起きていない。

(6) 移住者が気安く出入りできること、独立家屋であること等により手頃な事務所であると思われる。

7. その他

賃貸人の側の事情で契約は現在直ちに終了する可能性はないものと思料するが、この附近は現在ビルラッシュでこの土地の希望者も多く、しばしばその目的での来訪を受けている。

家屋は老朽著しく、当分事務所移転がないものとするれば壁の塗り替え、水漕、水道管、洗面所、ブラインド、門扉、車庫等の修理を要する。現在の予算では現状維持するだけでも無理である。

<レシーフェ支部>

1. 所在地 Rua das Imperatriz 187, 4^o andar, Recife.

2. 賃貸人 José Augusto Alves de Fanha Filho.

3. 契約期間 1969年9月1日～1970年9月1日

4. 家賃 Ncr\$ 1,160.00

5. その他条件

契約更新の際は 更新時の伯国最低給与の8倍に相当する額及び共同管理費となっている。

JAMICとの契約であるが JAMICとJEMISが利用することを覚え書で認めている。

※ ガレージの賃借について

Rua 7 de Setembro に所在する駐車場を月極継続の方法で賃借し

ている。

現在 Ncr\$ 30.00×2台=60.00 であるが12月よりNcr\$90.00
に値上りとなる。

<レンシーフェ支部 サルバドール出張所>

1. 所在地 Rua Urbino Aguiar 26, Salvador.
2. 賃貸人 Jaime Otto Pereira
3. 契約期間 1969年2月3日～1970年2月3日(1カ年)
4. 家賃 Ncr\$ 432.00 (1969年11月現在)
5. その他条件

契約更新都度20%上昇の家賃となる。

なお、同出張所は駐在員が1名であり、駐在的性格により事務所と生活の場所が同一の建物となっている。

このため 契約は2本建となっており 入居者が別途Ncr\$ 144.00 を支払っており 実際の家賃は Ncr\$ 576.00 となる。

<ベレーン支部>

1. 所在地 Rua Jeronimo Pimentel 716 3^o andar 301.302号
2. 賃貸人 José de Castro Batista
3. 契約期間 1968年11月1日～1970年11月1日(2カ年)
但し、両者のいずれかによって3カ月以内に破約通知のない限り更に1年延期することができる。
4. 面積 201.16m²
5. 家賃 (第1年目) Ncr\$ 1,150.00

第2年目は現行最低給与の上昇率を加算したものとなる。

(約 Ncr \$ 1,400.00 の見込み)

6. 環 境
- 市内中心地から1 Km でアパート用建物の3階
熱帯地域の特質で年中暑い冷房設備はない 事務能率の
向上、執務環境の整備を図るためにはクーラーは必要であ
る。
その他会議室が狭いこと、応接室がない、午後は西日が照
りつけること等 概して 良好とは云えない。

7. その他契約条件

借家に附属している水道、電気、便所、壁等を完全な状態
で保持しなければならない。

[ベレーン支部 マナウス支所]

1. 所在地 Rua Barão de São Domingos 169. Manaus.
2階 4号, 6号室
2. 賃 貸 人 Alexandre David Antonio.
3. 契約期間 1967年9月1日～1969年8月31日(2カ年)
現在3年目
4. 家 賃 第1年目 Ncr \$ 300.00
2年目は 現地における最低給料の4倍の金額
第3年目 (現在)は Ncr \$ 600.00
5. 諸 設 備 (附属品)
鍵4コ, 電灯7コ, 洗面所2カ所, 呼鈴2コ, 水道栓3コ
その他

<アスンシオン支部>

1. 所在地 Mexico No.449 Esuquina 25 de mayo, Asuncion
2. 賃貸人 Isaac Varsan
3. 家賃 us\$ 420.00 (1970年4月1日より \$450.-)
4. 契約期間 1969年4月1日～1970年3月31日(年度契約)
5. 諸設備 電気, 水道, 水洗便所(3カ所), クーラー4基
6. 環境

中心地点から500m内に位置し, 市中銀行, 特殊銀行, 中央銀行の本支店, 官庁, 主要商店, 電報局, 郵便局等も中心地点から半径500m以内に所在しているので業務上極めて便利である。

ただし, 市街電車が通っていること, 午後西日が当り夏は暑いので事務能率面から好ましいものではないが, 事務所として使用する場合, 他に比して適当であること, クーラー設備があること等により悪条件ではない。

[アスンシオン支部 アマンハイ出張所]

1. 所在地 ペドロファンカバリエロ市テニエンテフェレーロ街526
2. 賃貸人 青山 しげ子
3. 家賃 G. 4,000.- (据置)
4. 面積 60.52m²
5. 諸設備 水道施設(井戸水), 電気配線(電気は警察から供給)
6. 環境 銀行, 農協, 県庁, 警察, 電報局等が近距離にあり業務上良好である。

<ブエノス・アイロス支部>

1. 所在地 Av. Belgrano 863, 10^o Buenas Aires.
2. 面積 209m²
3. 契約期間 1969.7.15～1971.7.15 (2年間契約)
4. 家賃 月額 us\$ 500.- 保証金120,000 ペソ
5. 諸施設 電話2本, 暖房施設, 水道, 男女便所及び湯沸器
6. 環境 気候風土, 生活条件, 教育文化条件等良好
場所は市内中心地にあり 地下鉄, バスの便も良い
建物は事務所用ビル11階建, 鉄筋コンクリート造り

{ ガルアペー事業所 }

1. 所在地 ガルアペー移住地 No.10
2. 面積 110m²
3. 諸施設 水道施設はあるが水不足, 暖房施設(暖炉)有り
電話・通信機・湯沸場はない。宿舍は亜拓の資産。
4. 環境 亜熱帯地方で原始林地帯, 交通は不便, 生活条件, 教育文化等条件不良, 通信不便, 事業団職員宿舍はない。
事業所の建物はれんが造り独身宿舍が併設

{ アンデス事業所 }

1. 所在地 アンデス移住地 G-2
2. 面積 60m² (れんが造 2部屋)
3. 諸施設 便所, 台所有り, 水道施設は不完全
電話, 通信機, 暖房施設はない

4. 環 境 温帯乾燥地帯，交通の便は悪い，生活，教育，文化条件等
不良，特に飲料水が不良
職員宿舎（れんが造り）がある。
アルベアル市より15K。

<サントドミンゴ支部>

1. 所在地 Lea de Castro No. 16, Santo Domingo
2. 面 積 (建坪) 400m² (敷地) 1,000m²
3. 契約内容 家賃 RD\$ 140.00 (その他家屋税, 道路賦課金, 水道料)
外装は賃貸人負担, 内装は賃借人負担になっており良好を
状態で維持する必要がある。
契約期間は1年, なお, 賃貸人, 賃借人が契約をしない旨
意思表示をしない限り1年の自動延長となる。
4. 諸設備 電話1本, 応接セットは個人用を借用している。
(支部資産でない) ルームクーラーはない。
5. 環 境 住宅街の閑静な所で交通の便も比較的良好。
6. その他 事務所は1961年から借用しているが かなり老朽してお
り内装修理する必要がある。
内装その他の修理は借主負担のため これの予算要求を前
々支部長時よりしているが認められていない。
建物を良好な状態で維持しない場合 これを理由に貸主が
契約をしないということもあり得る。
(事務所の内装, 修理の見積 約\$310.-)

<サンタクルース支部>

1. 所在地 No. 185 Avenida Velarde, Santa Cruz.
2. 賃貸人 H. A. Mansilla
3. 契約期間 1969年2月20日から無期限
4. 家賃 (月額) us\$320.- 又は国内通貨(ペソ)額
5. 諸設備 便所, 浴室, プール, ガレージ, 電灯, 電話
6. その他契約条件

契約継続期間は双方の合意により無期限となっている。但し、賃貸人、賃借人の一方が希望する場合、相手方に90日前に予告することにより、契約を破棄することができる。

家屋の自然損傷、建築上のミスによる修繕は所有者の負担、電灯、水道電話料は賃借人の負担となっている。

<リオ・デ・ジャネイロ支部>

1. 所在地 Rua Barão de Flanengo No. 22 Apt. 602
Rio de Janeiro, G. B.
2. 賃貸人 IMOBILITARIA CAXIAS LTDA.
3. 契約期間 1968年6月1日～1972年5月31日(4カ年)
4. 家賃 Ncr\$ 1,300.00
第2年目から G. B. 州における最低給料の100.3%
5. 面積 総面積 250m²
6. 諸設備 事務室 4部屋, 玄関, 廊下, バルコニー, トイレ(2)
台所, 物干場

<トロント駐在員事務所>

1. 所在地 Toronto-Dominion Centre, Toronto 111.

在トロント 日本総領事館内に開設

2. 事務所の移転計画について

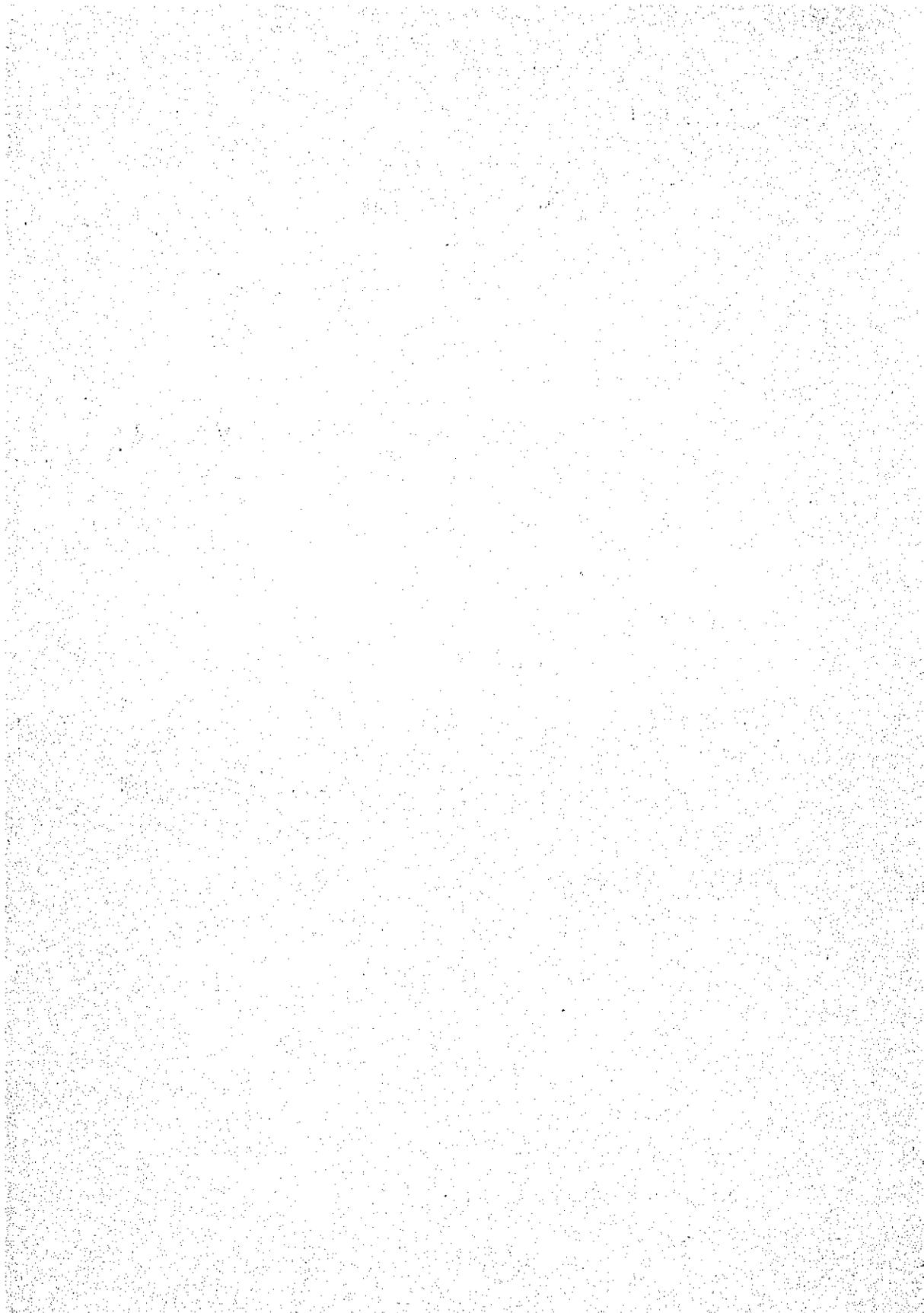
カナダ政府の独立開設許可があったので本部指示(44.99付 GH 007)にもとづき賃借料金額 C\$270.- を標準として目下適当な事務所を物在中である。

1カ月 C\$270.-では相当困難であるが 拓植総領事の好意ある理解により 適当な場所が決定するまで(最悪の場合は45月3月末まで)は現在の場所に同居してよい旨承認があるので 事務所として具備すべき諸条件を勘案しつつ早急に決定したい意向である。

3. 賃借料について

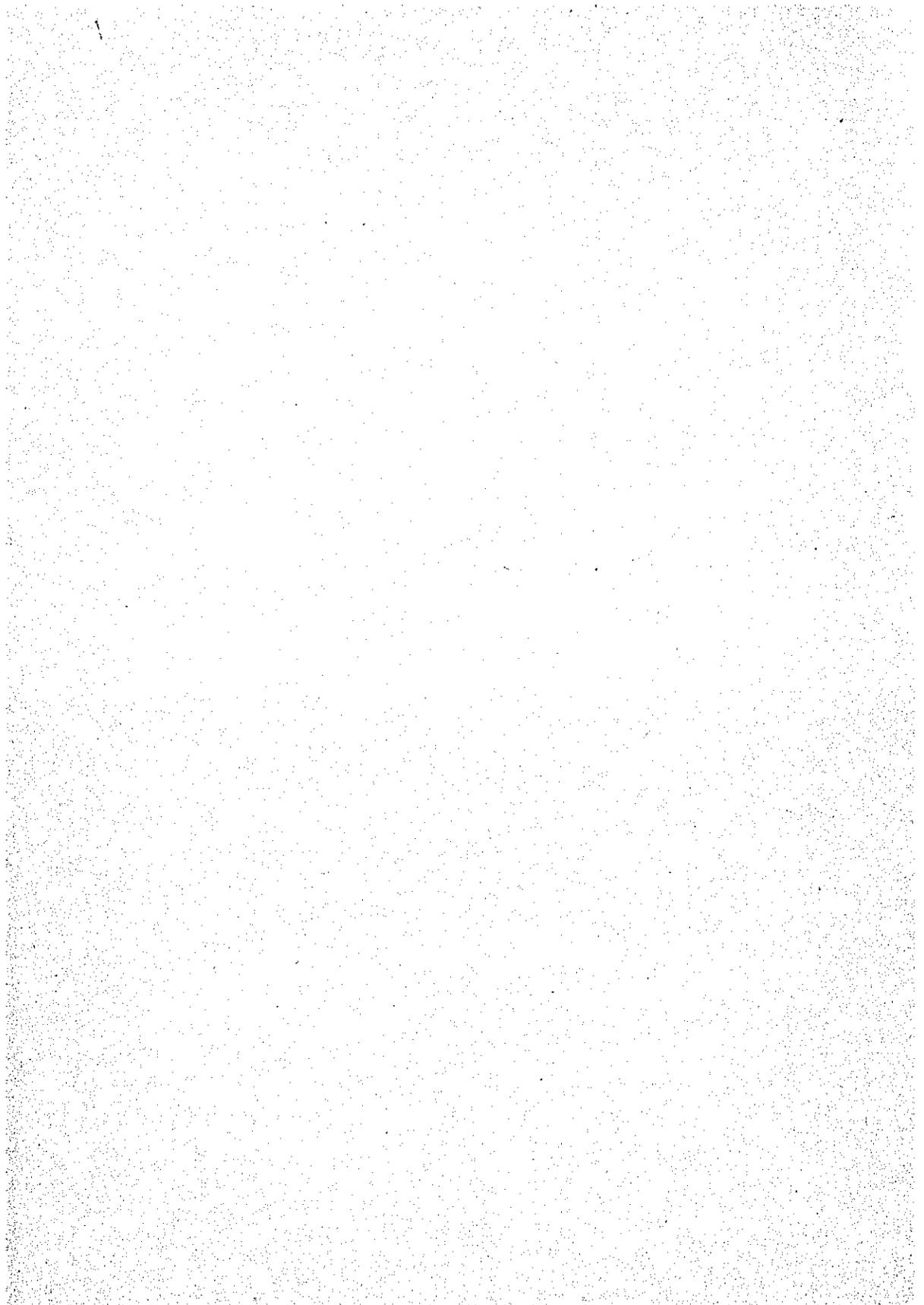
トロント総領事館の入居している Toronto-Dominion Bentu ビルの1フロア(最小単位 350 Ft², 52m²)ではC\$400.-位である。

その他市内周辺における事務所家賃の相場 1Ft² \$7.-平均しており、事務所賃貸料は少なくとも\$300.- は必要 15~16坪程度で月額\$325.- (年間\$4,000.-)である。トロント駐在員としては 少なくとも月額\$50.-の増額を希望している。



Ⅱ 福利厚生関係

1. ブラジル、アルゼンチン、パラグアイの医療制度
2. 健康管理、健康診断の実施状況
3. 職員宿舎の利用状況、住宅事情



II 福利厚生関係

1. 医療制度

(ブラジル)

(1) ブラジルの INPS 制度 (Instituto Nacional de Previdência Social) は強制加入になっており 全職員が加入しているが実際にこれを利用する場合 手続きが煩わしく 緊急の要にはむかないこと、INPS の医師は信頼性がないこと等により 殆んど利用されておらず 問題が多い。

(2) INPS 及びその他社会保険料の掛金は毎月の給料、ボーナスより職員が 8%、企業主が 17% を納入している。

(職員の構成により 企業主負担金は若干異なる)

社会保険料給付、労働災害給付の種類は別紙一覧表のとおりであるが 保険料は最低 1 年間納入しないと給付は受けられない。

○ サンプURO 支部における企業主負担分保険料内訳

Salario familia 家族手当	4.3%
SESC Servico Social Comercio 寄付	1.5%
SENAC 職業訓練学校	1.0%
13 ^o 給与の前払い	0.6%
Salario educacao 教育費	1.4%
INDA	0.4%
INPS	8.0%

○ 給付の概要 (別紙給付一覧表参照)

・ 病気、負傷の場合の治療、入院費

- ・業務中における災害補償
- ・出産、死亡手当（最低給与の1カ月分）
- ・休業補償
- ・老令年金（30年以上勤務の場合給与の25% 35年以上100%）

(3) 医療費は INPS を利用しない場合 法外に高額である。

診察料は1回毎に Ncr \$ 20~40, レントゲン1回 Ncr \$ 150-
血液、尿検査等に約 Ncr \$ 50~70, 歯の治療（1本）に Ncr \$100-
は取られる。

一般的に診断料が高額なこと、手続が厄介なこと等から素人判断で、
或いは薬剤士の判断で薬局から薬を購入し服用することが多くなる。

ブラジルの薬は一般的に強い副作用があり頻繁な投用は疑問である
が 効めは良いため多く利用している状況である。

ブラジルの社会保障給付一覧

Decreto No. 60501 1967.3.14

給付の種類	給付対象	保険料最少納入期間	給付額	支払時期
継続勤務賞与	30年勤務後なお継続して勤務する者	30年	月額：給料の25%	申請後
特別年金	最低年令50才，重労働，不衛生又は危険な労働に最低15年従事した者	15年	月額：給料の70%に勤続年数1年毎1%を加算（最高30%まで）	申請後又は離職後
不具年金	生活費の獲得不可能な者	1年	月額：同上	疾病手当停止後
恩給	30年以上勤続者	5年	月額：給料の80%に30年勤続後の年数1年毎に4%を加算（最高20%）	離職後
老令年金	男子65才，女子60才以上	5年	月額：給料の70%に勤続年数1年毎1%加算（最高30%まで）	申請後又は離職後
死亡年金	死亡者の扶養家族	1年	月額：年金の50%に扶養家族数1人当10%加算（最高5名）	死亡後
疾病手当	病気のため15日以上就労不可能の者	1年	月額：給料の70%に勤続年数1年毎1%加算（最高50%）	病欠16日目後
葬儀手当	被保険者の埋葬執行者		勤務地で死亡の場合最低給料の2倍，勤務地外で死亡の場合当該地域最低給料までの費用	死亡後
出産手当	被保険者又は妻の出産	1年	最低給料	出産後
拘留手当	無収入の扶養家族	1年	月額：年金の50%に扶養家族数1人当10%（最高5名）	拘留後

- (註) 1. 給料…………… 保険金月額算定の基礎となる給料とは給付開始前月までの最終12カ月給料（保険料源泉控除）の平均（第56条）
2. 扶養家族…………… ① 妻，不具の夫，不具又は18才未満の息子，不具又は21才未満の娘
② 母および不具の父
③ 不具又は18才未満の兄弟及び不具又は21才未満の独身の姉妹（第13条）
3. 退職者の被保険者資格（第10条）① 保険料納入停止後1年迄は有効
② 保険料を10年間納入した者の場合は2年まで有効（第9条）
③ 資格の継続も希望する場合有効期間消滅の翌月末迄に通知し本人が倍額を納入する（第10条）
4. 保険料最少納入期間…………… ① 給付の種類により納入最少必要期間が異なる（32条）
② 資格を喪失しても6カ月以内に再加入すれば従来の納入期間が適用される（第35条）

労働災害給付一覧

Decreto No. 61784 1967.11.28

給付の種類	給付対象	給付	備考
疾病手当 art 12	事故により15日以上就労できない者	月額：給料	病欠後16日目から最初の15日分は会社が負担
不具年金 art 16	労働不能者	月額：給料	永久的に他人の看護が必要な者に対しては25%増額
死亡年金 art 20	扶養家族	月額：給料	年金受領者が2人以上の場合は等分され、一方の受領の権利が消滅する時は他の者に転換される。
事故手当 art 23	労働能力が25%以上減退した被災者で不具による支給の対象とならないか、又はそれが消滅した者	月額	被災者が受ける他の報酬とは別個に支給される 給料に労働能力減退の割合を適用して算定
一時金 art 27	① 労働能力が25%以下減退した者 ② 不具年金を一般社会保障法の条項によって算定すると労災年金の90%以上となる時 ③ 労災の結果死亡した者の扶養家族	1回	不具又は死亡年金とは別個に支給 最低給料の最高額の72倍相当額に労働能力減退の割合を適用 ②と③の場合には最高(25%)を適用する。
医療奨護 art 29			救急、整形を含む外科、入院、医薬品、労災者の移動補欠器等

(注) 給料……被災者に権利をもつ報酬日額を30倍した額 (社会保障費源泉控除) art 35

扶養家族……INPS の定義と同じ (art 20)

通知……事故を知ったら会社は24時間以内に INPS に届けねばならない。

(パラグアイ)

パラグアイは医薬分業になっており 医療機関及び負担区分は概ね次のとおりである。

- ・市中開業医……診察料, 1回当り Gs 500~1,000
- ・市中医療保険病院……保険料, 独身者(月) Gs 300.-
配偶者 Gs 400 子供1人 Gs 50.- で実費負担
- ・施療病院(宗教法人経営)……支払能力に応ずる額の支払い
- ・政府関係医療機関

結核・精神病院	} 受診者実費負担
大学附属病院	
Sentro Salud	

・社会保障医療機関

強制加入制で現在事業団の雇員は加入(派遣職員, 現採職員は加入していない)している。

保険料は給与額(但し期末手当, 家族手当を除く)の6%雇用主負担13.5%で受診者(患者)の負担はない。医療保険については, 社会保障局の病院でない限り加入者は診療を受けられない。同病院はアスンシオン市1, イグアズー移住地から30Km 地点に1, エンカルナシオン市1, ペドロ・ファンカバリエロ市1, で施設は極めて少なく 加入者は常に半日程度待期しなければならない状況である。

このため, 雇用契約にある者は加入が義務となっており保険料を支払っているが, 更に私設医療保険病院に加入するといった状況である。

<アルゼンチン>

(1) 商業及び工業毎に強制保険制度があるが、事業団は特殊機関扱いのため任意保険に加入している。

この保険はCEMIC (Centro de Estudios Médicos e Investigaciones Clínicas)

保険の対象は傷病のみ。

(2) 傷害保険

殆どどの職員が支部の車輛を運転し出張等も多いので傷害保険に加入している。

他の国と異なり企業主と職員が負担している保険は傷病治療のみが対象で傷害補償がないので、これの保険料は事業団が全額負担で加入している。

保険料 1人 11,272 ペソ 18名で 202,896ペソ

給付額 死亡及び不具廃疾 3,000,000ペソ、一時的な不具廃疾 1日 2,000ペソ、医療費(1回のみ) 20,000ペソ。

(3) 恩給積立金(養老年金)

法律第16593号に基づくもの(事業団は商業に準じた取扱い)

掛金は雇用主が給与総額の15%、職員が5% 合計20% 現行養老年金制度は1969年1月1日から改訂実施されている。

給付内容……一般従業員は男子60才、女子55才より年金が受給できる。年金は上記の年齢に達する最後の3年間は最高給与の70%、30年以上勤続者はこれに年間1%増額その他退職しない者はこれを受給できない。

2. 各支部の健康管理及び健康診断の実施状況

リオ・デ・ジャネイロ支部

健康診断は年1回 日系医師により聴打診、血圧測定、検便、血液検

査を実施している。

検便の結果、職員の100%が寄生虫を持っていたがこれの病害等は不明である。

一般医師における診断料は検便Ncr\$ 10.- 血液検査Ncr\$ 40~50
問診Ncr\$ 30.-~50.- 往診Ncr\$ 50~90.- , 注射は1回Ncr\$5.
程度である。薬局は市内に点在し、薬品は豊富にある。

ポルトアレグレ支部

健康診断は年1回実施、胸部レントゲン撮影、血沈検査を行なったが全職員異状なし、当地においては脂肪分の強い食事を摂ることが多く肝機能の減退または障害を起しやすいので予算措置が構じられるなら内臓検査を行ないたい考えである。

レシーフェ支部

特別の健康管理は行っていないが健康診断は年1回実施することにしており、44年度は12月15~20日の間の1日支部事務所で行なう。なお、病気の症状を訴える者があった場合は熱帯医学研究所々長で開業医でもあるDR. João Monques氏の診療を受けることにしており、44年度に入って2名の職員が診断を受けている。健康診断料1人Ncr\$ 30.-は事業団負担、その他の検査及び治療は本人負担としている。

ペレーン支部

健康診断は年1回(胸部レントゲン、検血、検便、検尿、及び内診)実施している。診断の結果、糖尿、肝臓障害、低血圧症、貧血等が多いが処置した者は1名である。

プエノスアイレス支部

年1回定期的に保険病院を利用して全職員の健康診断を実施している。費用は無料。

44年度は主として8～9月にかけて 胃、腸及び胸部検査を行なった。事業所では別途行なりこととしているが 医療機関施設の都合上実施に困難なことが多い。

アスンシオン支部

予算の状況を勘案しながら 健康診断を行なっている。

43年度は胸部レントゲン及び一般聴診を行なった。(事業所においては 診療所医師により実施)。44年度は未だ実施していないが予算の現状から実施は困難という状況である。

費用は胸部レントゲン検査 G 500.- 内診 G 1,500.-

パラグアイ国においては Ley Organico de Salvel Publica 第9条第8項に基づき すべてのパラグアイ国居住者は健康診断(ツベルクリン反応, B.C.G.血液検査, 種痘, 胸部レントゲン皮膚その他)を受け健康手張(Libreta de Salud)を所持しなければならないこととなっている(手数料G 50.-)

この手張を所持しない場合は、資格の取得、雇用契約の締結等が出来ないことになっているので、これがため極めて形式的な診断を行っており、又、手数料を支払うことによつてのみ手帳が取得しうる状況である。各事業所は僻地にあり労働も激しい事が多いので 職員の健康管理は重要な事項である。これの完全な管理を行なうためには厚生費予算の増額が望まれる。

サンタ・クルース支部

44年度は胸部検査を主とした健康診断を 当団の囑託医（サンフアン・沖縄移住地）により実施した。

サント・ドミンゴ支部

健康管理は個人負担で行なっており 診断は事務所として特に実施したことはない。

医療制度はほぼ完備しているが 治療費は高額である。

例えば 盲腸手術 \$300.- 胸部レントゲン \$15.- 胃部レントゲン \$15.- 胃の検診 \$150.- 手術 \$500.- 出産 \$600.- 聴診のみ \$5.- 注射料 \$20.- 簡易な健康診断でも 少なくとも1人\$15.-は必要である。

トロント駐在員事務所

駐在員、現地職員とも個人契約の健康保険に加入して処理している。健康診断は Home Doctor で個人で実施。健康保険料は家族3人で月額C\$26.- 夫婦の場合C\$18.- 独身者はC\$13.- 市中いずれの病院でも保険は適用する医療費（医師・病院）は90%が保険適用、10%が個人負担となる。

3. 職員宿舍の利用状況及び住宅事情

ブラジル

不動産所有者でなければ保障人になれないという習慣が一般的のため アパート探しは比較的困難である。

また、賃貸料が安い場合も契約終了時には原状回復義務があるため 内部の塗り替え補修等修復経費に多額を要する。

通常のアパートは寝室2、居間1、台所1、バス・トイレ1、その他

住居費状況調は別紙一覧表のとおり。

パラグアイ

事業所（アルトパラナ・イグアス事業所職員住宅）の住宅は構造が練瓦建でないものは 資材が悪く老朽化が激しくて雨もりがするほどである。毎年修繕は行なっているが 基礎がよくないので修復の効果は顕著でない。

現場事業所にとっては他に代るべき住宅がないので このような住居条件に入居を余儀なくされている状況である。また、職員宿舎は 賃金問題と密接な関係があり 現地採用職員は都市部においては 職員宿舎の現物貸与を受けていないため生活に相当影響がある。

事業所勤務者は住居費として Gs. 200程度、アスンシオン市においては Gs. 9,000.一程度支払っており実質賃金においてかなりの 差異がある。このように現行制度は実質賃金に不均衡がおこり且つ都市部と現場との人事配転にも大きな支障があるので改善する必要があると思われる。

アルゼンチン

事務所については1968年から、住宅については 1971年より借家法が改訂され 従来の賃貸料統制が大巾に緩和されるので家賃が値上りする見通しである。

なお、1969年11月政府発表の新家賃法草案の概要は次のとおり、

○ 1957年3月以後の家賃契約は1976年12月末まで延期されるが新法律実施の日から それぞれの契約開始後の家賃に係数を乗じ それに毎年次の増加率を適用して家賃を上げる。

増加率は 1971年 25% 1972年 40% 1973年 55%

1974年 70% 1975年 85% 1976年 100%

家賃が貸家を維持するために必要な経費の70%に満たないときは6カ月毎に値上げが可能である。

- ブエノスアイレス支部職員宿舎はない、派遣職員は全員借家現地職員9名中、自分の家を持った者6名（但し年賦金完済者1名）
- ガルアペー事業所の職員宿舎としては、事務所と併設の独身宿舎1部屋のみ使用中で2職員は現在亜拓の建物（木造で10年経過）を宿舎として使用している。賃借料は不要。ただし建物は損傷が激しく取りあえず応急修理を行なっている状況である。
- アンデス事業所の職員宿舎は2棟、練瓦造りで派遣職員が使用している。なお、塩害のため壁土が落ちやすく、また水道施設が非衛生的とのことである。現地職員は自家に居住している。

ボリビア（サンタクルス）の住宅事情

- 住宅の家賃は月額\$70~80以下では物色困難であり最低\$100は必要である。一般に低額給与所得向きの住宅が少ない。
- 月極家賃支払方法の他に収益抵当契約（Anticreccis）があり1~2年の期限で契約締結時に契約金額（約\$1,500.-以上）を一括家賃に支払い契約満了時に元金を返戻される方法がある。市中一般の利率は月当り最低5歩であり例えば\$1,500.-の収益抵当契約の場合月\$75.-の家賃を支払っていることと同様である。

ドミニカの住宅状況

住宅、アパートの建設は活発で住宅事情は好転しているが非常に高額でありまた、水不足に困っている。

住宅の平均的間取りは日本と比較し大型である。

(例えば寝室3, 食堂1, 居間1, バス, トイレ1~2, 女中部屋1)
これより小さいものを希望する場合むしろ探すのに困難といえる。したがって家賃も高いことになる。

家具付家賃 \$ 250.- ~ 350.- 家具なし家賃 \$ 150.- ~ \$ 250.-
なお, 家具の安い所は水不足, 交通不便, 買物不便か環境の悪い所 (スラムに近い所) である。

赴任者が家具無しの家を借りて家具を整えるとなると次のように最少 \$ 2500.- は用意しなければならない。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ○ ベッド夫婦用 \$ 150.- | ○ 冷蔵庫 (大) \$ 400.- |
| ○ " 子供用 (2人) \$ 200.- | ○ ガスコンロ \$ 250.- |
| ○ 食卓 (6人用) \$ 150.- | ○ 扇風機 \$ 50.- |
| ○ 食器類一式 \$ 200.- | ○ 女中用ベッド食器, 寝具 \$ 100.- |
| ○ 応接セット (中級) \$ 500.- | ○ 掃除用品その他雑費 \$ 100.- |
| ○ テレビ \$ 400.- | |

合 計 \$ 2,500.-

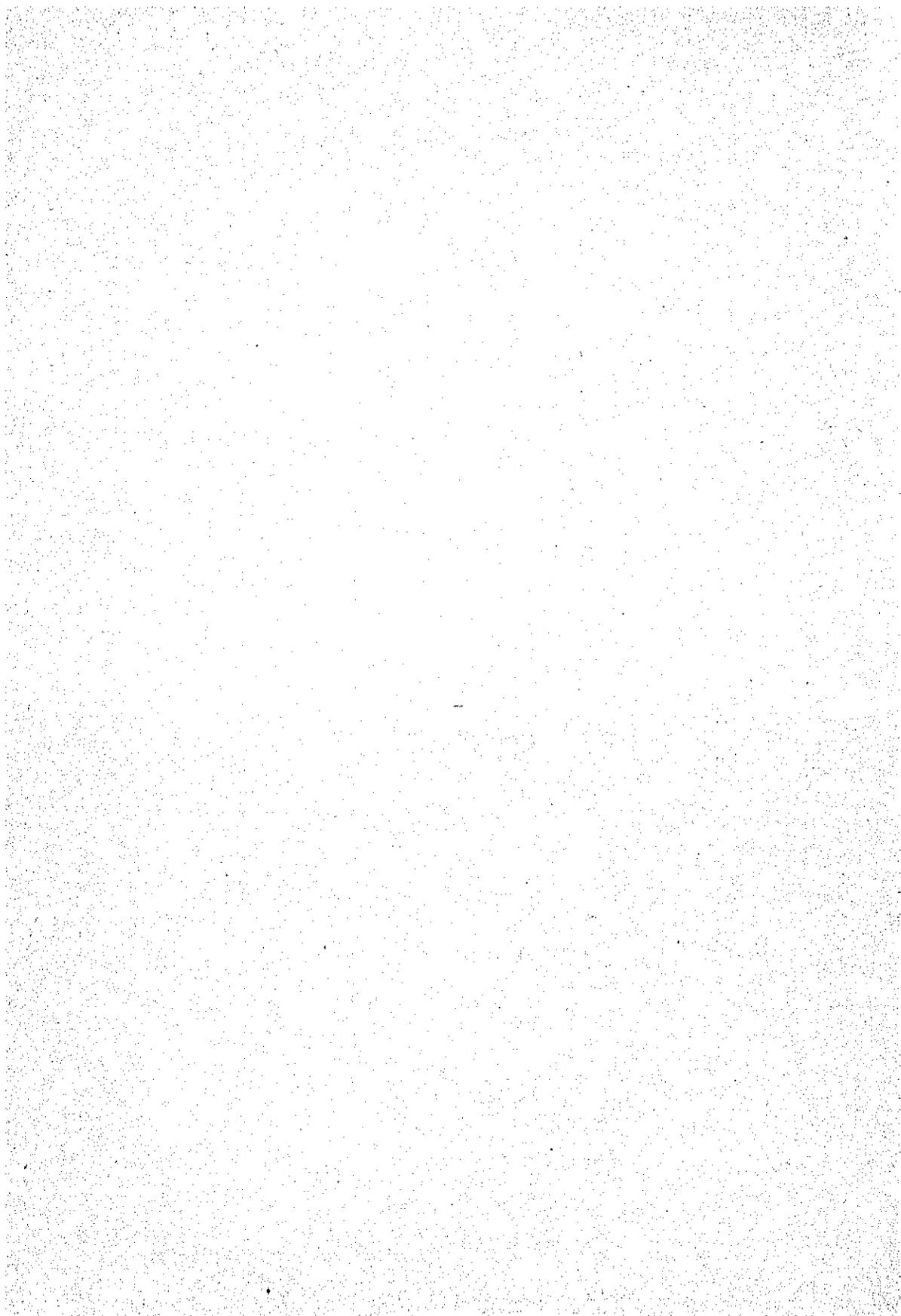
トロントの住宅事情

一般に家族持ちの場合は アパート居住であり, その賃借料は建物の新旧及び場所等によって相当の差違があるが 中等の場合1カ月につき (寝室1) で C \$ 160.- 寝室2で C \$ 200.- 寝室3で C \$ 250.- 程度である。

なお, 契約更新の際は家賃が2割程度値上りになる。

Ⅲ 出張，赴帰任，旅費に関する問題点

1. 〈伯国支部〉
〈アスンシオン支部〉
〈ブエノス・アイレス支部〉
〈トロント駐在員事務所〉
2. 支部から移住地への交通機関調
3. 東京から各支部への最短コースと運賃調



Ⅲ 出張，赴任，旅費に関する問題点

<ブラジル>

(1) ブラジル国の場合、国内線の空路を利用する時も空港利用税を課せられるので外国旅行の場合と同様、これの規定化が必要と思われる。

(2) 帰国航空賃をVARIGを通じて送金し、実際にVARIGを利用しない場合更めてオーダーを受取らないとVARIG側では他会社（例えばPAA、CRUZEIRO DO SUL等）への変更を容認しないことがある。

なお、レシーフェ支部の場合、レシーフェ～ベレーン間VARIG間VARIGは週4回あるが、これは寄港地の多いプロペラ機の手で時間が余分に費いやし他の航空会社が都合がよい。（SCに比べると約3時間所要時間が多く時間、経済的にも不利）、いずれの支部でも直接、旅費の送金（Cash）が望ましいとの意見である。

(3) 帰任する際の所要手続（支部における必要書類、手続等）は

- ・ 旅行計画，切符手配，航空賃以外の旅費の計算，支給
- ・ 過去5年間の所得税領収書，支払っていない場合は会社の証明
- ・ 源泉徴収の証明，帰国する年の所得税申告と支払い
- ・ 子供のVacinação 2回，子供（現地生れ）の出生証明
- ・ その他，写真夫婦共各4枚，子供各7枚（5×7cm）M-19

旅券，航空会社の証明，取扱旅行社の証明，別送荷物の手配等であるが……

在外機関内国旅費細則第16条の旅行雑費について事項を明記してあるが、実際に赴任する場合これ等項目以外必要経費（例えば上記のように伯国の場合納税証明書）がある。従ってこのような経費は、事業団負担

で支出しえるよう事項を加えることについて各支部より要望があった。

(4) 出国査証、所得税申告について

完全出国 Visto de salida definitiva の場合は所得税申告、課税確定、支払いを行なったりえでなければ帰任出来ず また帰国するまで約50～60日を要する、(過去には20～30日間であったが通常2カ月)ため一時出国 Visto de salida temporario によっているのが現状である。

temporario の場合は 所得税の関係で保証人を要し、サンパウロ支部では平出囑託が(または旅行社)が保証人となり翌年度における申告とともに所得税所要見込額を託している。

(前年分申告……1～6月の間) なお、43年度は免税基準が年収 Ner\$ 3,500 であったが 44年は Ner\$ 4,200 となっており免税基準の発表は毎年1月となっている。

<アルゼンチン・ブエノス・アイレス支部>

出張旅費規程の解釈について

在外機関旅費細則 別表第1の備考3に「鉄道旅行中宿泊する場合」と規定しているが南米ではバス旅行による車中泊もある。

航空機、船舶による旅行の宿泊も明記されている関係上、鉄道以外の車中泊は宿泊料を支払ってもよいと解釈できないこともない。従って上記「鉄道旅行中宿泊……」は車中泊とするか「鉄道、自動車等による車中泊は」と改訂することについて意見の申出があった。

<アスンシオン支部>

(1) 手続について

通常、外国へ出張する場合 パラグアイ国側では Certificado retornoを所得する必要があるが 派遣、現採職員は事業団に在勤の間は出入国が自由な数次有効査証を得ているので問題はない。

伯国に入国する場合の手続は出張で20日以上、赴任は1カ月未満の期間を要する。その他の国については、出張する際の手続は極めて簡単であるが赴任に当っては一応1カ月未満の手続期間をみる必要がある。

(2) 旅費について

移住地関連企業に関する旅費、農牧省、農業福祉院、官公署の案内、旅行者に対する便宜供与の案内旅費等がかさむので支部では旅費予算の統制に苦慮している状態である。予算実行に当っては定額の45%を減額しており旅費予算の増額することについて強い要望があった。

<トロント駐在員事務所>

特に問題はないが管轄地域が広汎なため、旅費について配慮が必要である。即ち、オンタリオ州内において1泊程度で用務が実行できる地方までは、自動車で出張できるがそれ以上の地方は全面的に飛行機を利用せざるを得ない。

現在の対加移住業務の処理は、オタワおよび東部ケベック州の移住事情調査のため、年1回カナダ移住訓練生事業実施中のアルバータ州には当初の訓練生配属のためと就労状況調査及び翌年度の受入協議のため年合計2回の出張は最少限必要であるのでこれだけの空路出張旅費計上について依頼があった。

2. 支部から移住地への交通機関調

区 間	交通機関	回数	所要時間	運賃	備 考
<ブラジル>					
サンパウロ～グァタパラ 300km	汽車、バス		6時間	汽車 Ncr \$ 780	
リオデジャネイロ～フンジャール	車、バス		2.30		バス利用は困難
ベレーン～トメアス	航空機、船	1日2回	35分	Ncr \$ 38.50	テコテコ
ポルトアレグレ～ラーモス	バス	1日2回	12時間	Ncr \$ 15.00	50.0Km
〃 ～イタチ移住地	バス	1日1回	4.30	Ncr \$ 5.00	直行便
レシーフェ～フォルタレーザ	航空機	1日1回	2.00	Ncr \$ 172.00	
フォルタレーザ～ピオ 12 世	車	/	1.00	Ncr \$ 60.00	
レシーフェ～ナタール	航空機	1日2回	1.00		
ナタール～ブナウ植民地	車	/	2.00	Ncr \$ 30.00	
<アスンシオン>					
アスンシオン～エンカルナシオン	航空機	月・水・土・日	1.20	G 925	T.A.M
〃 ～ 〃	バス	1日2回	6.00	G 600	
エンカルナシオン～アルトパラナ	バス	1日2回	3.00	G 150	
アスンシオン～イグアス	バス	1日2回	4.00	G 450	
〃 ～アマンバイ	バス	1日2回		G 600	
〃 ～ 〃	航空機	月・水・木・金・土		G1255	
<ブエノスアイレス>					
ブエノスアイレス～ポサーダス	航空機	1日2回	2.55	P 13930	AR. SG
ポサーダス～ガルアペ	バス	毎日8便	4.00	P1435	急行バス
ブエノスアイレス～サンラファエル	航空機	木・日	4.20		AR.
〃 ～ 〃	バス	毎日4回	16.00	P 2385	
ブエノスアイレス～ウルキッサ	タクシー	/		P7000	但し往復

区 間	交通機関	回数	所要時間	運賃	備 考
＜サンタクルス＞					
サンタクルス～サンファン	バス	1日2回	5.00	\$b. 15.-	
サンタクルス～沖繩第1	バス	1日5回	3.00	\$b. 8.-	

※サントドミンゴ支部管内移住地へは交通機関はタクシー（乗合い）しかないので支部では特別の場合を除き利用していない。

※トロント駐在員事務所から管内移住地へは飛行機，汽車，バス等多く便利である。

3. 東京から各支部への最短コースと運賃調

支部名	所要時間	航空便	運賃	経由地
リオ・デ・ジャネイロ	29.40	RG815	\$766.00 ¥275,800	ロスアンゼルス・リマ
サンパウロ	31.15	RG815	\$766.00 ¥275,800	ロスアンゼルス, リマ, リオデジャ ネイロ
レシーフェ	35.00	JL002 FA229 SC109	\$793.80 ¥285,800	サンフランシスコ, ニューヨーク, バルパドス, ポートオブスペイン, ジョージタウン, パラマリボ, フォ ルタレーザ
ベレーン	31.50	JL002 FA229	\$711.00 ¥256,000	サンフランシスコ, ニューヨーク, ルパドス, ポートオブスペイン, ジョージタウン, パラマリボ
ホルトアレグレ	34.00	RG815 RG SC	\$776.00 ¥279,400	ロスアンゼルス, リマ, リオデジャ ネイロ, サンパウロ
ブエノス・アイレス	30.30	CP402 CP422	\$776.00 ¥279,400	バンクーバー, メキシコシティ リマ, サンチアゴ
アスンシオン	23.00	RG815 BN979	\$776.00 ¥279,400	ロスアンゼルス, リマ, ラパス
サンタクルス	26.00	RG815 BN050 LB996	\$704.00 ¥253,450	ロスアンゼルス, リマ, コイャンバ, ラパス
サント・ドミンゴ	16.30	FA846 822 NA050 DO301	\$566.00 ¥203,800	サンフランシスコ, マイアミ
サンフランシスコ	9.10	JL002	\$380.00 ¥136,800	(ノンストップ) Non stop
トロント	16.40	JL012 AC812	\$471.60 ¥169,800	バンクーバー, カルガリー

Ⅳ 便宜供与依頼に関する取扱いと問題点

- (1) 便宜供与件数は特に伯国各支部，アスンシオン，ブエノスアイレス支部が多く，あたかも旅行社の様を呈している。

各都市には 旅行業者があるが 日本語を解せないので 入国後における一切の手續を事業団が行なわざるを得ない状況である。

- (2) 旅行者は言葉が不自由なため理論上はどうであれ止むを得ず空港への送迎，ホテルとの交渉，航空切符の確認等の手續，移住地への案内，食事等を行なうが それに要する経費については 現地にて直接接触していると なかなか要求しがたい場合がある。

また，旅行者によっては供応を当然の如く解している向きもありどうしても職員個人負担に負うところが多くなるので 便宜供与依頼者には，依頼を受付ける際，あらかじめ その旨申伝えることが肝要である。

- (3) 便宜供与依頼者に対しては ① 同一品目を数個以上携行しないこと
(パラグァイでは空港税関で差止めをして 中央税関に回付し課税する。この場合法定適関人を使用しなければならず期間も通常20日間を要するため 大蔵，又は税関の高官と協議し顔通関をすることとなる)
- ② 車輛等の使用料は支部の算定した金額により所要経費を支払うこと。
- ③ 事業団宿舍に宿泊した場合は，必ず宿泊費，食事代を支払うこと等申し渡す必要がある。
- (4) 便宜供与の内容が同一人物に対して 支部によってその内容が差異があると好ましくないので 支部毎に具体的必要事項を指示する必要がある。
(単なる観光目的で立寄るとい場合は送迎など必要でない場合もある)
- また，本部より通知した依頼内容，日程などと 外務省から公館へ連絡

された内容が異なると受入れに困るので、予め調整を図り明確な通知をすることが望ましい。

V 文 書 事 務 関 係

1. 文書（郵便物）の到着及び配達状況

各支部においては郵便私書函を有しているので職員が毎日郵便局へ出かけて受取っている。

日本からの通常郵便物（航空便）は1週間～10日間程度で到着している。電信のみは配達されるが問題はない。

2. 小包の通関手続に関する問題点

郵便小包の受取り順序、経費、期間等は下記の通りであるが、印刷物については製本されていない一般印刷物は余り問題はない。

製本されている印刷物は商品とみなされる事が多く課税通告を受けるおそれがある。その他は内容物によるがまとめて送付すると税関へ回付され通関に時間と費用がかかる。

通関経費は倉敷料、人夫料、社会保険、港湾施設維持負担金等であるが所要経費の算出は荷物の容積、重量、倉庫保管期間、内容物の価格、その他を含めて割出すので明細は明らかでないが概ね品物の価格（船荷証券に記載された価額、記載されていない場合は税関側の評価又は受取人の推定価額）の2%位位と思われる。

(1) 受取りの順序と期間、経費

郵便小包の受取り手続は繁雑で職員が直接取出すためには長時間これにかかり切りにならねばならないのでブラジルはすべて Despachante に依頼している。

Despachante C B M 社

(Agencia de Despachos de Importação e Exportação Ltda

○サンパウロ支部における到着より入手に至る順序

- ① 中央郵便局より支部に通知
- ② 通知状にJamic 職員がサインし, Despachante へ提示
- ③ Conhecimento 出荷証明, 郵便局→Despachante
- ④ Despachante で Conhecimento にサイン
- ⑤ Despachante が取出しの手続開始
- ⑥ 必要経費(税金その他)の Ajuntamento を Despachante に渡す
- ⑦ Despachante より Jamic に通知
- ⑧ 荷物受取り
- ⑨ Ajuntamento の精算 または支払

○小包又は貨物取出しに要する諸経費内容

- | | | | |
|---|----------------------------|--------|-------------|
| ① | Imposto Consumo | 消費税 | |
| ② | Armazenagem | 保管料 | |
| ③ | Comissão | 手数料 | |
| ④ | Taxa postal | 郵 税 | Ncr\$ 11.78 |
| ⑤ | Reconhecimento de firma | サイン証明 | |
| ⑥ | Tradução | ほん訳料 | |
| ⑦ | Carreto | 運 賃 | Ncr\$ 20.00 |
| ⑧ | Guias de importação | 輸入税 | Ncr\$ 30.00 |
| ⑨ | Termos de responsabilidade | | |
| ⑩ | Inbraçã | 罰 金 | |
| ⑪ | Taxa | 税 金 | |
| ⑫ | Lando tecnico | 検査等の費用 | |
| ⑬ | Transportes Carretos | 配達運賃 | |

⑬	Frete Aéreo e Marítimo	航空及び海上輸送運賃	
⑭	Despesas c/Foto Cópia	フォトコピー代	
⑮	Diferença Imp Consumo		
⑯	Corregadores	運賃	
⑰	Sindicato 26523/69	シンジケート	Ncr\$ 20,00
* Total			Ncr\$ 81,78

※ 上記金額は69年11月到着の糶1kgの取出しに
要した費用と合計と内容

○小包の到着期間

航空便は通常40日

(通常郵便物が郵便局の査定で小包と看做された場合は、郵便物の到着期間8～10日に税関処理期間通常4～5日を要す) 船便は通常3カ月半はかかる。

(2) パラグアイにおける小包の通関手続は評価額が100以上又は6kg以上のものがDecreto Ley No 354/63-12-2の規定により中央税関に入り課税され且つ通関に要する期間も20～30日を要している。上記以外の郵便物は郵便局私書函に入り手続することなく受取ることができる。このため課税されないよう数回に分割して送付することが必要である。

3. その他

○入植地及び入植者の呼称の統一について

戦後移住の開始以来 本部、及び各支部における入植地の呼称は移住地、入植地、植民地の3種類に呼称され 又、入植者は移住者、移民、入植者、植民者の4種類に呼称されており統一された字句はないが本件

に関してこの呼称のために感情的な問題を惹起した例もあるのでこの際字句を統一するようベレン支部より具申があった。

最近の公信、本部、及び伯国各支部における呼称はつぎのとおりであるが文書内容より字句を分析すると入植者の呼称は一定の集団入植地に在住して農業を営む者のみを限定し、移住者とは移住した者の一般的な呼称であり又、不定の場所で農業又は農業以外の方法により生活を営む者を指すと解釈されるのでこの呼称はまず妥当なる呼称と思料されるが、移住地、入植地、植民地の呼称は同一内容をもつ字句で何等変りないものである。なお、ベレン支部では入植地及び入植者、移住者の呼称を主に使用している。

(呼称例)

本 部……………入植地、移住地、移住者
代 表 部……………移住地、移住者、移民
リオデジャネイロ支部……………移住地、入植者、移住者
サンパウロ支部……………移住地、入植者、移住者
ベレン支部……………入植地、入植者、移住者
レンーフェ支部……………移住地、植民地、入植者、移住者
ポルトアレグレ支部……………移住地、植民地、入植地、移住者、入植者

以 上



111